

福岡県知事 殿

福岡県個人情報保護審議会
会長 岡本博志

電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外について（答申）

平成26年8月22日26観物第926号により諮問のあった、下記の事務に係る電子計算組織の結合による個人情報の提供については、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認められます。

記

事務の名称	インターネットのホームページによる福岡県知事登録旅行者等登録情報提供事務
所管課名	観光・物産振興課
事務の目的	インターネットホームページに福岡県知事登録旅行者等登録情報を掲載し、時間的・場所的な制約を超えて積極的に情報提供することにより、県民等の利便性の向上及び無登録営業による被害の未然防止を図る。
識別される個人の類型	旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条及び旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）第1条に基づき福岡県知事に登録された旅行者等のうち、個人事業者
提供する個人情報の種類	旅行者 種別、登録番号、氏名又は名称、商号、住所（主たる営業所のみ）、登録年月日、有効期限 旅行者 登録番号、氏名又は名称、商号、住所（主たる営業所のみ）、登録年 代理業者 月日、所属旅行者の氏名又は名称
提供の相手方	県民等（インターネット利用者）
公益上の必要性	近年、旅行者の無登録営業が見られ、他県においては旅行者が被害を受けていることから、旅行者からの旅行者登録情報の問合せが増加している。 そこで、インターネットホームページに福岡県知事登録旅行者等登録情報を掲載し情報提供することにより、県民等が旅行申込時に随時これらの情報を入手できるようになり、県民等の利便性の向上及び無登録営業による被害の未然防止を図ることができる。
個人情報についての必要な保護措置	(1) ホームページにおいて、福岡県知事登録旅行者等登録情報の登録等の操作を行うことのできる職員等が限定され、かつ、操作した職員等がID・パスワードにより特定できること。 (2) 障害時における個人情報の安全性を確保するための適切な措置が講じられること。 (3) 障害を速やかに回復するために適切な措置が講じられること。